

第 4 3 回鴨川府民会議

1 日 時 平成30年12月21日（金）午後1時30分から午後3時12分まで

2 場 所 ホテルルビノ京都堀川 2F 金閣の間

3 出席者

・公募、有識者メンバー

金田章裕(座長)、新川達郎(副座長)、稲垣知沙、久保明彦、小林明音、
齋藤朱未、澤健次、島田文義、杉江貞昭、諏訪亜紀、田中真澄、田端俊三、
土居好江、戸田圭一、中村桂子、西山直美、二條雅荘、野崎隆史、日比野敏陽、
藤井小十郎、桎木良子、丸尾正子、宮下勲、宮元亜紀、森井一彦、吉川舞

(敬称略、座長・副座長除く五十音)

・行政メンバー

京都市：杉田英雄（京都市建設局土木管理部河川整備課長）

京都府：仲久保忠伴（京都土木事務所長）

・事務局（京都府）

河川課、都市計画課、京都土木事務所、各関係職員

・一般傍聴：1名

・報道機関：2社

〔午後 1時30分 開会〕

1 開 会

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

皆様、本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。それでは、まだおそろいでない方もいらっしゃるかもしれませんが、定刻になりましたので、ただいまから、第43回鴨川府民会議を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます京都府河川課の青山と申します。どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、失礼して、座って進行させていただきます。

なお、本日は副座長の川崎先生は欠席と聞いております。また、一部、所用でおくれて来られる方もいらっしゃいますが、順次、紹介させていただきたいと思います。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介いたします。

京都市建設局土木管理部河川整備課長の杉田英雄様でございます。

○杉田（京都府建設局土木管理部河川整備課長）

杉田です。いつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次に、京都府京都土木事務所長の仲久保忠伴でございます。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

仲久保です。よろしくお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そのほか関係職員が出席しております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料として、次第、出席者名簿、裏面が配席図になっているものでございます。それと、資料1、2、資料3、資料4-1、資料4-2、それから、最後に、A4の横になりますが、資料5を用意しております。

また、メンバーから配付依頼のありました「かもがわ塾」開催の資料を、一番後ろにつけております。

また、回収資料といたしまして、鴨川条例セットをお配りしております。これにつきましては、会議終了後、そのまま机の上に置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構ですので、不足等ございましたら、事務局にお申し付けいただきますようお願いいたします。

それでは、金田座長、よろしくお願いいたします。

2 議 事

○金田座長

本日は、珍しくといいますか、寒くなっていたのに、日が照っておって温かいいい日ですが、そういう中で部屋の中にこもって会議ということになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の議事次第にありますように、その他を含めて議事4件を準備しております。順番に参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、ご報告と、それから、ご意見を賜りたいという点は、特に、鴨川条例点検のワーキンググループを設置していただいておりますが、その議論が一巡いたしましたので、その報告と、一部提案もございますので、それらについて最初をお願いしたいと思います。

それでは、最初の議事の1番、鴨川条例点検ワーキンググループについてというところから入らせていただきます。

この説明と、それから、一部、今後議論する課題についてという2番の課題があるんですが、その概要部分はワーキンググループの経過そのものとかかかっておりますので、それをまとめてまず説明していただきたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、引き続き、私、青山のほうから説明させていただきます。

まず、お手元に、右肩に資料1と番号を振った「鴨川条例点検ワーキンググループについて」という、両面コピーの資料をお願いいたします。

今年度からメンバーをされている方もおられますので、改めて説明させていただきます。

鴨川条例が施行されて10年が経過するというところで、条例の内容が社会的変化などに対応できているか点検を行うというもので、昨年10月から5回開催したところでございます。

鴨川条例の改正を前提とするというのではなくて、課題を分野ごとに検証する過程

で条例の条文を点検する、課題解決を行う際にその条例改正が必要かどうかを点検する、というスタンスで進めてきたところでございます。

メンバーですけれども、お手元の資料の3の構成メンバーのところに記載しておりますが、座長の金田先生、副座長の川崎先生と新川先生、それから、法律関係のメンバーとして野崎先生の4人の方にお世話になりました。

また、4のところです。関係各分野から意見聴取するメンバーといたしまして、府民会議のメンバーの方も含め、多くの関係者の皆様から意見聴取をさせていただいたところではあります。

また、裏面の2ページをお願いいたします。

5のスケジュールのところに、開催経過を記載しております。

まず、29年度ですが、昨年9月8日の府民会議に、ワーキンググループの設置について報告させていただきまして、10月、11月に、それぞれ第1回、第2回のワーキンググループを開催いたしました。そのうち、データがそろったものについて、真ん中ですが、12月22日、ちょうど1年ぐらい前の府民会議で結果報告をしております。また、1月と2月に第3回、第4回のワーキンググループを開催し、3月26日の府民会議に結果を報告したところでございます。

そして、その下、30年度に入りまして、去る11月22日に第5回、最後のワーキンググループを開催したところですが、今回、その結果を報告させていただきます。

次に、右肩に資料2と番号を振っております資料をお願いいたします。

この資料ですけれども、今年度第1回目になります6月15日に開催いたしました第41回鴨川府民会議の資料6に、ワーキンググループで議論した内容などを追記したものでございます。

ワーキンググループで議論した内容について、このペーパーをもとに、最初に概要を説明いたします。なお、詳細につきましては、これまでと同様、データが整ったものから順次、府民会議に諮ってまいります。

まず、1の「安心・安全な鴨川」の1つ目のポツと2つ目のポツのところに関連いたしますが、近年、雨の降り方が非常に激甚化する中で、どのように治水対策を行っていくかということが課題になっております。これについては、先ほども触れましたが、第1回、第2回のワーキンググループで議論いたしまして、昨年12月22日の府民会議で、ワーキンググループの検討状況として、1つ目に、「鴨川の中州、寄州の管理について」

と、2つ目に、「鴨川における魚道の設置について」という2つの項目について、皆様に資料をお示しして議論をいただいたところです。

なお、これに関してですが、6月15日の府民会議におきまして、府民会議で今後議論する課題に生き物のことが全く入っていないので入れてほしいというご指摘などがございました。検討いたしました結果、3の「親しまれる鴨川」の4つ目のポツのところに、「総合治水対策における生態系への配慮について」というのを追記させていただいております。

また、現在、京都土木事務所において、土砂の堆積量の変動や現況断面における流下能力の調査検討を進めているところでございますが、データをお示しできるようになれば、皆様に議論していただきたいと存じます。

次に、1の「安心・安全な鴨川」の3つ目のポツですが、鴨川上流域における山腹崩落対策でございます。これについては、大雨により倒れた木が流木となって橋脚に引っかかるなどして、重大な水害の原因となるおそれがあります。鴨川条例の第7条に、森林の保水機能の保全等という規定がございますが、鴨川流域の森林所有者に適切な保全を行うよう規定しておりますが、罰則もないため、何らかの実効性のある対策ができないかというものです。

これについて、皆様方に現地調査で見ていただく予定にしておりましたが、ちょっと台風もございまして見られなかったというところがございますが、当面、下流域で流木災害が発生しないよう、例えば間伐であったり砂防堰堤に流木止めを設置するなど、治山部局と連携した対策が必要であります。倒木除去費用や流木止めの費用などの費用対効果なども含めて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

なお、今年9月の台風によりまして、鴨川上流域だけでなく、府内の各地で同様の倒木被害が発生しております。もはや国を挙げて対策をする必要があるということで、11月8日に、知事が森林の倒木対策について国に要望したところがございます。

次に、2の「美しい鴨川」ですが、1つ目のポツ、鴨川河川敷での喫煙やたばこのポイ捨てが問題となっております。たばこについて最近あった苦情ですが、京都市内の繁華街では、京都市の路上喫煙等禁止条例の効果だと思っておりますが、路上喫煙はほとんど見られなくなった、しかし鴨川でたばこを吸う人が多くなっている、何とかしてほしいという苦情でございます。

これについても、ワーキンググループでの検討状況を一旦、今年3月の府民会議で皆

様にお示ししたところでは、京都市のほうで路上喫煙禁止、といっても、路上だけでなく、公園や鴨川の河川敷でも禁煙なのですが、チラシやポスター、ステッカーなどを作成されております。そのような啓発グッズも活用させていただきながら、当面、京都市さんと連携をして、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

その次の看板の適正配置等についても、今年の3月の府民会議で看板の設置状況をお示ししたところでは、鴨川に現在、約1,000枚の看板が立っております。例えば、大きな文字とかマークだけで規制内容が一目でわかるようなサイン計画を策定したり、外国人の方にもわかりやすい情報提供のあり方を考えるなど、看板の適正な整備のあり方について、引き続き議論が必要というものでございます。

次に、3の「親しまれる鴨川」でございます。

2つ目のポツ、バーベキュー対策について。現在、柘野と出町の2カ所をバーベキューの禁止区域としております。この府民会議でもたびたび議論をいただいております、鴨川全域で禁止すべきだという意見とか、バーベキューが頻繁にされている八瀬などでまず規制をすべきとの意見、あるいは、規制だけでなく実施できる場所も設けるべきだとの意見など、さまざま意見が出ております。この問題については、この後、八瀬叡山保勝会の役員の方から説明いただき、議論させていただきます。

次に、2つ目のポツ、バーベキュー対策の後に自転車の高速走行等とあります。最近、自転車の高速走行やマナーが問題となっております。10月に京都府主催で「鴨川探検！再発見！」という小学生向けの自然観察会を行いました。その際も、小学生が散策する真横をすごいスピードで自転車が走りましたので、私も思わず「スピードを落としてください」と注意をしたところですが、そのまま自転車は行ってしまいましたけども。

京都府でも自転車の安全な利用の促進に関する条例というのを策定しておりますが、この問題についても、当面、例えば自転車と人がぶつかっていて、注意しようというような、視覚に訴えるような看板を設置するなど、啓発活動を強化してまいりたいと考えており、データが整いましたら、また皆様にお示しをして、議論させていただきたいと存じます。

次に、3つ目に記載しております騒音などの迷惑行為でございます。

三条大橋の下のみそそぎ川にかかる橋のあたりで、路上ライブがゲリラ的に無届けで行われるなどして、周囲の方が迷惑されるなどしております。これらの行為に対する行政指導のあり方などについても議論が必要と考えております。

以上でございますが、ここに掲載されていない課題についても、必要に応じて府民会議で議論をいたします。

本日は、この中から、バーベキュー対策について議論をしたいと存じますが、一旦ここで説明を終わらせていただきます。

○金田座長

ありがとうございます。

ワーキンググループで議論をしまして、いろんな課題があるということに改めて気がついているわけですが、既に何回かに分けて中間報告をさせていただいておりますけれども、本日、資料2としてお配りいただいたのが、そのときにワーキンググループで、今後、府民会議において議論をすべき課題だろうというふうに抽出したものであります。これを全部一遍にやるわけにはまいりませんので、少しずつデータを準備できたところから議論をするという形にさせていただきたいと思っておりますけれども、これにつきまして、何かご質問などございませんでしょうか。

先ほど説明していただきましたように、資料1の下の段のほうに(1)から(5)までに分けて書いておりますが、いろんな知識をお持ちの方々、それから、行政にかかわっておられるの方々などから、具体的に話を承って検討するということを繰り返してまいりました。その結果が資料2のような形に簡単にまとまっているわけですが、それぞれ課題は解決しているわけではなくて、今後も検討が必要だということでございます。

これに関しまして、何かご質問などありませんでしょうか。

なければ、今後、具体的に一つずつ検討してまいりますので、その場で、その検討の対象についてまたご意見いただければと思いますが、よろしいでしょうか。全般的なことについて、よろしいでしょうか。

先ほどご説明の中にありましたように、台風による倒木と、その被害等につきまして、府民会議のメンバーの方々にご連絡をさせていただいて、下流から上流に向けて見学をいたしました。ただ、見学はしたのですが、予定としてはもっと上流まで行って田中委員のところまで、志明院のところまでも行くつもりだったんですが、行けませんでした。倒木によって交通が遮断されておりまして行くことができませんで、柵野のところまでで終わりましたけれども、そのときにも、現実に被害をごらんになった方々あるいは柵野堰堤の状況をごらんになった方々は、柵野堰堤自身が砂利によってかなり埋ま

っている状況とか、そういったこともごらんいただきました。そういったもの、いろんなことがかかわっているわけでございますけれども、それらについてこれから検討をすることになります、その一覧が資料の2だというふうにご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。もしよろしければ、先に進めさせていただきますが。

はい、どうぞ。

○澤

今回、生態系への配慮を入れていただき、ありがとうございます。

それで、今の山の話ですけど、僕ら、この秋も溪流魚の放流とかでずっと奥へ入っているんですけど、林道なんかはやっぱり倒木でまだ開通してないところもたくさんある中で、先日、森林組合の方とちょっとお話ししていると、今回こけたのは大半が杉と思うんですけど、その中で今後どういう感じのことをしていくのかというと、大半がまた杉を植えると言ってはるんやけども、今回みたいに、杉は場合によってはこうやって全部倒れてしもうて被害がある中で、僕が言うたのは、雑木とかに戻せるところはある程度戻していったほうがいいのではないかと行ってたんですけど、それが今後の台風とかの倒木とかのときにどういう影響があるか、僕も専門じゃないのでそこまで詳しくわからないんですけど、そういうことも知識をみんなで増やして、今後、倒木の後に山に植える木なんかも、こういうのをしたらいいんじゃないかとかいう議論ができたらいいいんじゃないかと思います。

○金田座長

倒木の件について、それを含めていろいろ議論する必要はあると思いますので、それは、ちょっと本日はそこまで準備できておりませんので、実際にそういうことにかかわっておられる森林組合の方にも、以前にもご出席いただきましたけれども、また再度調整をする必要があると思いますので、そのように進めたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、具体的な個別の項目に入らせていただきたいと思います。

先ほどの説明にありましたが、今度は、議事の2番目の今後議論する課題についてというところに含まれているんですが、具体的には、バーベキュー等の禁止に関する事について、ご意見を本日承りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、バーベキュー対策について私のほうから説明させていただきますが、本日は、八瀬叡山保勝会から2名の方にお越しいただいておりますので、紹介させていただきます。

常任相談役の植田様でございます。

副会長の松村様でございます。

ありがとうございます。

それでは、まず私のほうから説明させていただきます。

今から約10年前に策定されました鴨川条例では、第21条で、知事が定める区域においてバーベキューを禁止しておりまして、知事の指定する職員、京都土木事務所の職員であつたりするんですけども、による中止命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処せられます。まだ実際に処せられた例はないと聞いておりますが、条例制定当時、近隣住民の平穏な生活を守るためということと、他の鴨川利用者が快適に河川を利用できるようにするために、特に受忍限度を超えていた柘野地区と出町地区を禁止区域に指定したところでございます。

条例制定当時の書類を見ますと、柘野及び出町を禁止にした当時の状況ですが、ちょっと口頭で説明させていただきますと、柘野地区とか出町の三角州において、週末及び祝日を中心に200人から300人規模でバーベキューが行われて、一斉に立ち上る煙とにおいが付近住民や河川敷の利用者に迷惑を及ぼしていると。また、違法駐車、食べ残し等のごみ散乱、それから、深夜までの騒ぎへの苦情も多数寄せられていました。

府といたしましても行政指導により禁止を呼びかけてきましたが、強制力がないため全く効果がなく、一向に改善が認められないということで、毎週末、バーベキューを楽しむ人々の傍らで近隣住民が悩まされるという構図が常態化しており、放置できない問題であるということで、この2つの地区を禁止にしたということでございます。

次に、最近の鴨川全域におけるバーベキューの状況を説明いたします。

右肩に資料3と番号を振っておりますが、ちょっとめくっていただきまして、資料3の4ページをお願いいたします。4ページ、A4横の表でございます。この10年間の京都土木事務所によりますバーベキューの指導状況、指導件数を記載しておりますが、まず、一番左に丸数字で年度が書いてあります。20年度から29年度までと、一番下、30年度につきましては4月から9月の上半期分です。それから、禁止区域ということで出町と柘野、それから小計がありますし、禁止区域外、八瀬以外と八瀬と小計、一番右側が

合計ということになっております。

禁止区域のバーベキューの指導状況ですけれども、20年度のところを見ていただくと、出町が13件、柘野が78件で、小計で91件。それに対しまして、29年度を見ていただきますと、出町が3件、柘野が5件の合計8件ということで、この10年間で91件が8件ですから、10分の1以下になっているという状況です。

それから、八瀬を除く禁止区域外ですけれども、20年度が八瀬以外のところ170件、それから29年度が77件ということなので、禁止区域外については2分の1以下にはなっていますけれども、半分程度の減り方でございます。

八瀬でございますが、八瀬地域の保勝会さんのほうからも、最近ちょっと多くなっているのをパトロールしてほしいという要望が京都土木事務所のほうにありまして、30年度につきまして、ゴールデンウィークと、あと、夏休みとかも入っています7月14日から9月24日の土曜、日曜、祝日に試行的に巡回いたしました。この期間中だけで、そこにちょっと網かけしておりますが、137件という状況でございます。非常に多い件数になっているということです。

八瀬地域においてバーベキューが非常に頻繁にされているということで、この資料3の1ページに要望書について記載しておるんですけども、要望書の提出が京都府知事宛てにございました。本日は、八瀬におけるバーベキューの状況について説明をお願いしたいと思います。

なお、八瀬とは直接関係はありませんけれども、資料の後ろのほうですけれども、5ページから14ページには、淀川河川事務所管内のバーベキューに係る参考資料を添付しております。バーベキューができる地域として背割堤地区とか大山崎地区、あるいは9ページにはバーベキュー有料化社会実験とありますが、11ページ以降の資料につきましては6月15日の府民会議でも配付させていただいておりますので、ごらんおきいただきますようお願いいたします。

それでは、八瀬保勝会様、どうかよろしく願いいたします。

○松村（八瀬叡山保勝会副会長）

初めまして、八瀬叡山保勝会副会長の松村といたします。

本日、皆様、貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。当店、八瀬叡山保勝会は、八瀬の企業とか飲食店などの事業所で成り立っています。このたび、八瀬の高野川河川敷でのバーベキュー、不法投棄などによる近隣とか事業所様からの何

とかしてほしいという要望が4年か5年ほど前から上がってきておりまして、今のところ、ゴールデンウィークから観光シーズンの11月ぐらいまでは、自治連の方々や警察の方とか地域の方とかと啓発活動などを行ってきましたが、バーベキューとかを取り締まる条例がないために、アナウンスなどでマナーの向上などを呼びかける程度に今のところとどまっております。

八瀬の美しい環境を維持するためにも、今後、においとかごみとか煙、その問題を少しでも解決していくために、鴨川条例を何とか高野川の八瀬の森林親水公園周辺にと思いまして、12月11日に京都府知事様宛てに要望書を提出させていただきました。皆様もお忙しいとは存じますが、これから、八瀬の美しい環境を維持していくためにも、皆様のお知恵をおかりいたしたく、よろしく願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

今、叡山保勝会のほうから説明いただいたんですけど、一応、写真といたしましては、要望書の後ろの2ページにカラーで、あまり鮮明じゃないんで恐縮なんですけども、八瀬のバーベキューの状況とかを写真に撮ったものでございますが、八瀬は、八瀬叡山口駅というところをおりたら、すぐにこういう河川敷がありますが、河川敷が非常に狭いので、2ページの上の写真ですけども、狭いところでバーベキューを特に春とかでしたら大学生とかがするというので、そこでバーベキューされると、なかなか河川敷を通ることができないというぐらい狭いところに人がたくさん来るという状況になっています。

あと、3ページにも、京都市さんのほうで以前からごみ箱を設置していただいていたんですけど、さらに増設いただいて大きなのをつくっていただいたのがこのごみ箱なんですけども、これは写真を撮ったのが8月の5日ですけども、それもあふれ返っているということで、真ん中あたりには何かスーツケースみたいなものまであるという状況になっています。

とりあえず、説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。要望書は資料3にコピーしていただいておりますのでごらんいただけたと思いますけれども、この八瀬地区で行われているバーベキューによっていろんな問題が生じているというのは以前にも会議でご報告をしたことがございますけれども、それが鴨川条例に基づく禁止区域にしないとどうしようもないのではないかとい

うのがご要望の趣旨だろうという理解をしておりますが、この件につきまして、ご質問とかご意見とかありましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○杉江

鴨川の会の杉江です。

ちょっとお聞きしたいんですが、やはり週末とか祝日とかいう日が多いんですが、ウイークデーはどうなのか。ちょっと現状をお聞きしたいんです。バーベキューの盛んな日です。言うたら、曜日やね。

○松村（八瀬叡山保勝会副会長）

それは冬は比較的ほとんどいないですけども、やっぱりゴールデンウイークぐらいから大体10月ぐらいまでにかけてはほぼ毎週で、トップシーズンに入ると平日でも……。

○金田座長

今のご質問は、ウイークデーはどうですかというご質問です。

○松村（八瀬叡山保勝会副会長）

平日？ いや、平日の場合も、トップシーズンの場合はやっぱりあります、大学生とかが休みなので。大学生は頻繁に毎日のように来られます。

○杉江

わかりました。おそらく、今、鴨川本流のほうに行っているパトロールというのは、シーズンを追ってレギュラーでずっと巡回なさっているんですけども、今後また八瀬のほうまでこのエリアが増えるということであれば、土木事務所のほうでの巡回パトロールというのも当然含まれると思います。その場合において、また当然のことながら予算的なことも含まれると思うので、ある程度……。

ここの場所は、私の存じているところでは、たしか入り口がメインの入り口1つだったと思うんです。ですから、当初は当然ながら条例の規制看板ですね。それとあと、ピークのとくに巡回パトロール的な。あとは、特にウイークデーなんかにおいたら、地元の方のご指導のもとで排除するというか、規制をかけていただくというのになると思うんですけど、これは私の思いなんですけど、その点、座長、またいろいろと方法があると思いますので、よろしく。

○金田座長

ほかに。どうぞ。

○中村

柘野堰堤の場合は、道路を挟んで住宅が並んでいましたよね。その住宅の地域の人たちから、煙がもうもうと漂ってくるので何とかしてほしいという、そういう申し入れから始まったと思うんですが、八瀬の場合、私たち、年がら年中、八瀬を散策しているわけじゃありませんが、鴨川全域をかれこれ20年、観察会を開いているんですが、ここの八瀬のこの場所のところで、こんなたくさんの人たちがバーベキューしているという光景を一度も見たことがないんです。

それで、地域住宅の人たちに直接迷惑をかけているという理由でないのであれば、まず、桂川でも検討されていますバーベキュー有料化のほうでとりあえず対応していくというのはいかがなものでしょうね。

○松村（八瀬叡山保勝会副会長）

それはいいと思います。

○金田座長

ただいまは有料化という手もあるというご提案ですけれども、ほかにご質問やご意見、ありませんでしょうか。はい、どうぞ。

○宮下

宮下です。

私もよくあそこを利用させてもらっています。孫を連れて、冷たいいい水を浴びながら、孫の子守をしながら利用しているんですけれども、今、見たこともないとおっしゃいましたけれども、私はたびたび見えています。行っていて一番迷惑やなと思うのは、やっぱり、大学生とか団体が来て、早くからビニールをばつと場所取りでやってしまうんです。我々が孫やらを連れて行きますと場所がないとか、それから、昼ぐらいからは宴会をして煙がもくもくと上がっている。そういうことを考えると、単に近隣の迷惑もありますけれども、楽しんでいる人、そういった人たちにもやっぱり迷惑がかかる行為があるんじゃないかなと思っております。したがって、禁止するかどうかは別にして、かなり規制をかけてやっていただきたいなど、私個人は思っております。

それと、これとは直接関係ないんですけれども、特に大学生なんかは元気がいいです。ですから、川の中でボールを放ったり、それから、何ていうんですか、ピュッとやるやつ、こういったものを放ったりして、やっぱり周りで泳いでいる子供たちとか遊んでいる子供たちに迷惑をかけているようなところもありますので、同時にそういったことも

禁止するというか、啓発するような、そういうことを考えていったらどうかというぐあいに私は思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにご意見。どうぞ。

○澤

実は鴨川漁業組合も八瀬叡山保勝会さんのほうのメンバーに入らせてもらって、八瀬で夏祭とかマス釣り大会とかいろいろイベントとかもやる中で、当然、土日に行くと、あのバーベキューの人が確かに写真のようにいっぱいいる。特に八瀬の前、公園みたいになっているところの上流側というのとはちゃんと舗装された道になって、その場所をほんまにまさにシートを敷いて占領しているみたいな状態で、ほかの人も通りにくい。

だから、例えば、それより下流の河原の砂利のほうではやっていいとか、そういうエリア分けとか、僕も前の会議のときにも言うたけど、やっぱり有料化というのはまず検討するべしやと思うし、以前から言うてるように、追い出せば追い出すほど人目につかない源流に行くというのも、やっぱりずっと今後課題として続いていくと思うので、有料化とかエリア分け、場合によっては、時間帯でここからこの時間しかやったらあかんとか、禁止時間をつくるとか、そういういろんなことがあると思うので、これはずっと答えが出ない問題かとは思いますが、今後、いろんな意見を出し合っていたほうがいいと思います。

○金田座長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにご質問やご意見、ございませんでしょうか。

今の資料3の後ろのほうにつけていただいているものは、一部、以前に府民会議にかけていただいた資料もあるんですけども、つけていただいた資料3の5ページから後ろのほうですが、ちょっと簡単に説明をしていただけませんかでしょうか。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

まず、5ページでございます。

淀川河川事務所の淀川河川公園で無料でバーベキューができる場所というのが、府内に2つあります。

1つが、この5ページの八幡市の背割堤地区です。背割堤ですけども、私も2年前ぐらいに行きましたけど、桜並木がとても美しいところでした非常に有名ということと、あと、三川合流地域が一望できるさくらであい館というのがございます。そして、ここは駐車場が158台、無料なんですけどもあります。ただ、堤防を越えてバーベキュー指定地域に行く必要があるので、バーベキューするには少し不便ではあります。

あと1つが、7ページ、大山崎地区です。ここも無料の駐車場が108台あります。ただ、ここは堤防を越えていかないといけないということがないので、移動が楽です。それとあと、ほかのバーベキューエリアにはない石づくりのチェアとか使い勝手のよい水道があるということで、人気があるということを知っています。

次に、9ページから、バーベキューの有料化社会実験、これは松尾橋のところで3年間やろうということとされていて、この9ページのは2年目のもの、今年度されたものです。今年度は7月28日の土曜日から9月24日月曜日まで、9時から18時までで、お一人500円ということで、松尾橋の右岸、松尾大社駅から歩いたらすぐのところですけども、そこでバーベキューの有料化実験をされたということです。

それと、11ページから最後まで資料は昨年度の結果です。昨年度は9月9日から9月24日の14日間、2週間だけでした。今年度は昨年度よりか期間を延ばしたんですけども、場所は同じところでされたということで、1人500円ということです。

細かい結果がそこに書いていますが、12ページ以降に写真とかもつけてありますが、地元の方の意見も私も聞きましたけども、総じて、よかったということは聞いています。例えば、やる前の年はごみが写真にありますように散乱していたということと、カラスとかが朝早くから飛んできてごみをあさるといようなこと、あるいは周辺に路上駐車して迷惑だという話がありましたけども、この有料化社会実験をやっている期間中については、ごみが散乱しているとかカラスが来るとか、路上駐車があるということがなくなったということで、非常に効果があったとは聞いています。

13ページには、管理運営の様子ということで、要は、バーベキューの社会実験をやる場所については、受付で登録をしてお金を払ったら、トイレもちゃんとありますし、ごみの捨て場もあるとか、あるいは民間の「やまむらや」という肉屋さんと提携いたしまして、手ぶらでバーベキューというようにも、そこのお店で肉を買えば無料でレンタルしていただけるものもあるということで、そういうシステムとかも取り入れてされて非常に便利だということで、14ページには、いろいろ感想も載せてあります。

ただ、1つ大きな問題は、非常に大きな赤字だったということで、利用者数からいいまして、なかなかペイしないという状況です。大阪の西中島やったかな、大阪のほうでされている、社会実験を終わって本格的に運用されているところについては、非常にたくさんの方が来られるということで黒字になっていると聞いておりますが、桂川のところでは数百万円の赤字が出ているということは聞いております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

少しワーキンググループで出た意見をつけ加えさせていただきたいと思うんですけども、ワーキンググループのほうで検討したときには、この鴨川の河川敷におけるバーベキューの禁止区域をつくったところは、この禁止区域では少なくとも効果はあったと。先ほどのデータでござんいただきましたように、かなり数が減っております。ただ、その周知と注意のために巡察する方々の人件費とかいろんなことがかかっているわけですが、それを別にすれば、禁止区域の設定によって効果は上がるというのが1つの意見でした。

それから、もう1つは、バーベキューの禁止区域は知事が設定するという形になっておりますので、この現在の条例のもとでも実施は可能ですということであります。

それから、もう1つは、バーベキューの場所について有料化という方法があるということの情報がありまして、今、事務局から説明していただきましたような幾つかの場所についてのデータを収集いたしました。その結果、成功しているという、成功しているというのは変な言い方ですが、有料の実施目的に沿って、赤字にはならず効果があるという形のところもあれば、それは大阪の西中島の淀川のところですが、そうではなくて、桂川の松尾橋のところなどのように、かなりの赤字が出ていて、実際はおそらく継続が難しいという状況になっているという実態も確認をしているというのが状況です。その一部を今ご説明いただいたということです。

それから、もう1つ。いろんな議論がある中で、ワーキンググループのほうで出てきた意見の中では、バーベキューができるところがないと全面的に禁止するというのは、これは難しいだろうというのが議論の中で出てまいりまして、禁止するのであれば、できる場所があったほうが良いという議論も出ておりました。ないことはないので、先ほどの木津川と宇治川の合流点の背割堤のところではできる、無料でできるというところ

ろです。ここは両側が宇治川と木津川の河川敷ですので、周辺にそれほど影響がないということと、それが最大の理由ですけれども、それと、さくらであい館という集客施設もあるというのが立地上の特典ですけれども、一方で、市街地からはちょっと遠いということもあります。

そういったような状況がいろいろとございまして、有料化するという形はこの鴨川条例の条文には入っていないので、それはまたどうするのかというのは河川管理者の判断ということになります。禁止であれば、今の状態のままどこを禁止するのかということはあるんですけど、禁止は部分的であれば不可能ではないというのが条例の管理の側からの見解ではあります。

そういったような状況で少し難しいんですが、先ほどからの説明にありますように、ちょっと私自身は八瀬のところを見ていないのであれですが、非常に狭い場所だということになりますと、そこで有料で地域を設定してというのがなかなか難しいという技術的な問題もあるかもしれませんね。そのあたりをどうするかということになると思います。

先ほどからのご意見に加えまして、ワーキンググループで出た意見を紹介させていただきました。

そういったような状況ですので、ただいまのような状況の中でどうすればいいのかというご議論をお願いしたいんですが、京都土木事務所のほうは、何かご意見ございますでしょうか。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

京都土木の仲久保でございます。いつもお世話になっております。

今、座長さんがおっしゃられましたように、かなり狭いエリアでございまして、なかなか区分けというのは難しだろうと思っておりますのと、やはり松尾橋付近でこれだけたくさんの方が来ても赤字だということもございまして、その辺は慎重に検討していかなくあかんのかなと、とりあえずシミュレーションしてですね。これが1,000円とか2,000円になると来てもらえませんでしょし、黒字になってもということがありますので、条例の中で縛るのも1つの方法ですし、有料化もあるので、総合的にちょっと検討はしていきたいと思っております。ただ、ハードルは有料化はかなり高いかなと。

それと、先ほどの家が全然ないという話ではなくて、やはり周辺に民家も対岸にございましたり、あと病院ですか、高齢者の方の病院があったりするので、やはり地元から

は煙の話ですとかにおいの話、洗濯物が干せないという話も聞いておりますし、そういったことも全体的に考えていきたいなと思っています。

○金田座長

ただいまのとおりですが、いかがでしょうか。

今、八瀬叡山保勝会のほうから説明されましたように、現実にはバーベキューが特にシーズンのいいときには非常にたくさん行われていて非常に問題が大きいということは、これは事実として間違いないところだろうと思います。だから何らかの対応は必要なんですけど、そのときの対応のやり方としては、どういう形が有効なのかということは考えないといけないので、大ざっぱに言うと、禁止という方法と場所を決めて有料化するという方法と、一般論としては2つあり得るわけですが、鴨川条例の中では、すぐ可能なのは禁止と。ただし、それについても、どの場所をどういうふうに設定するのかということについてきちっと検討しないといけないということはあると思いますけれども、それから、少し手間はかかるし、広い場所ではなさそうなので、ちょっと詳しいことはわかりませんが、有料化の場所を設定するということが技術的に難しいかもしれないというようなことがあります。

そういった中で、どうするかというのが非常に大きな課題ですけれども、今の状況の中で、さらにご意見などございましたら。ありますか。どうぞ。

○二條

先ほどおっしゃったように、鴨川あるいは高野川で禁止するとなると、だんだんだんだん見えないところであるというご意見もありましたので、それももつともだと思っておりますけど、今、この桂川、松尾橋で見せていただいたんですけれど、これ、9月の9日から9月の24日ですから、これは夏休みが過ぎてからなさっているんですね。

ということは、こういうバーベキューというのは夏休みとかそういう期間がやっぱり多いんじゃないかと。いいところを外してされたから、結局、利用者の人数が少ないから赤字ということになるわけで、これをもうちょっと夏休みとか時期のいいときにもう一度されたら、この数字はずっと変わってきて、入場者が多ければ赤字ではないかもしれないというふうに思うんですけれど、いかがですか。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

松尾橋のところの有料化社会実験ですけども、先ほど申しあげましたように、初年度は2週間でやって赤字でして、今年度は2週間でさらに大幅に期間を延ばしてやったん

ですけど、国の河川事務所のほうで取りまとめ結果が3月ぐらいに公表されるということなので、まだ数字とか資料をこの場でお示しすることはできないんですけども、聞いているところによりますと、やはり大幅な赤字が出ているのは同じ状況でございます。

以上でございます。

○金田座長

というのが実情だそうですが、はい。

○杉江

現実的に今の八瀬のほうのバーベキューの問題ですが、例えば、有料化するに当たってはそれだけのキャパがあるかということ、それともう1つ、やはり駐車場の問題とか、先ほど、周りにどういう施設があるかということをもう少し具体的に調査して。それと、私の知ってる限りでは結構狭いところなんです。そこでやって、果たして有料化してどうかと思います。イコール、有料にした場合は、当然、ごみの処理から全部やっぱり責任を持たなだめなんです。そういう場合は、保勝会でそういうことができるかどうかということですね。当然、これ、1グループに1人1,000円もろうても、多分合わないと思います。

だから、もっともっと大きなスペースがあって、周りの近隣住民に迷惑をかけないとか、駐車場も100台、200台とめられるとかいう場所であれば、そういった場所を提供するというのもいいと思うんですけども、あそこの場所では、ちょっと非具体的かなと考えております。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○土居

有料化する場合は、損益分岐点といいますか、赤字と黒字の分岐点のシミュレーションは、何人が来て、幾ら収入があればとんとんになるのかという、何かそういうシミュレーションはなされたのでしょうか。

○松村（八瀬叡山保勝会副会長）

八瀬の保勝会としては、有料化ということは一切考えてなかったです。ここにきて新しくいろんな提案をいただいて、うちも初めて聞いた言葉ですし、有料化なんか考えてもいなかったです。ガレージは全くないです。保勝会にそれだけのごみを管理したりとか

できる人間もいないです。全くできません、今おっしゃられていることがね。

○金田座長

どうぞ。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

シミュレーションはまだしておりません。先生おっしゃられたシミュレーションは、まだ一切しておりません。何人の方が来られて何人すると黒字になるとかいうのはしておりませんので、その辺も、もし検討するならば考えていかなあかんとは思っておりますけど。

○土居

やはり逆算して、こういう状況になれば実施ができる、こういう状況では実施できないというシミュレーションをなさったほうがいいんじゃないかと思います。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

ありがとうございます。

○金田座長

どうぞ。

○諏訪

今の大変貴重なご意見につけ加えなんですけれども、シミュレーションということを考えてときに、損益をどう考えるかというのが、これ、バーベキューを別にさせなきゃいけないということじゃなくて、バーベキューできるだけしないでねという設定価格にするということがポイントなんではないかと思うんですね。

多分、八瀬とかでしたら、学生がちょっとした簡単なイージーな場所としてそこに行って、いろんなことをやっていて、ほかのところはきちんと駐車場があるからとか、いろいろ調べなくちゃいけないからファミリー層が行ったりするということだと思っすけれども、そういうノリで行くということを禁止する価格というのは、これ、ペイするということと、あと住民への利便性とか、そういう見えない利便性を考えて高めに設定して、あえて来させないということもあるんじゃないかなと思うので、ご検討ください。

○金田座長

はい、どうぞ。

○久保

納涼床の組合の久保です。

八瀬のほうから保勝会の方々がお見えになっていて、このお話というのは数年前から出てきておることです。川というのは、バーベキューが楽しみでみんな行っているわけじゃないですからね、川遊びをしたりとか、雰囲気を楽しんだりとか。

これは私の個人的な意見かも知れませんが、柘野、出町、これが狭いところということであれば、八瀬もかなりご迷惑がかかっていると思うんですよ、近所の方にね。ここを禁止区域にしないという考え方、有料というのがあるんですけど、かなり難しいと思います、私、聞いていまして。ノウハウ、全くご存じないんですよ。だから、これは結構無理があると思うし、府民会議ということであれば、知事の権限で禁止ということであれば禁止区域として設けていけるので、禁止したから入れないわけじゃないでしょう。バーベキューを禁止ですからね。私は禁止という方向に進んでいくほうがずっと実があると思います。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○田端

先ほどからの資料の後ろに書いてある桂川とか三川合流地域なんですけども、全くロケーションが違いますよね、八瀬と。こういうところでやって有料化というのやったら、人がやってきてもわかるし、先ほどのシミュレーションの話でも、逆にシミュレーションして1日1,000人というふうに逆算してしまったら、これはやっぱり禁止せざるを得ないという話が出てくると思います。

確かに有料化の資料をいただいていますけども、全然ロケーションが違いますので、それを参考にしてどうやこうやというよりも、場所的に、ここやったら何人ぐらいしか来られない、だからやっぱり川遊びだけの、写真に出ているように、川の中で遊んでおられる方についてはこれは全然問題ないと思うんですけど、その左側のところでバーベキューをされていると。また、要望書の中にも書いてあるように、バーベキュー目的で来られると、これに関しては、やはり僕もちょっといかなものというよりも、これは無理があるの違うかなと、バーベキューするについてはと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。

○丸尾

私は、このことは、やはり地元の方がみんなに来てほしいと思ってはるのか、来ないでほしいと思ってはるのかということが一番大切なことじゃないかなと思うんです。全然違う話ですけど、沖縄の人たちも基地を要らないって言うてはるのに、来てはりますでしょう。だから、それと同じで、やはり住んでる人もいはるし、病院もあるし、ほんとうは来てほしくないねんけどなと思ってはるところが本音やったら、そうされたらいいと思いますし、あと、こちらのように、お孫さんを連れて遊びに行ったりする方までとめてしまうことは、それはちょっと、何か自然を楽しむということ自体もとても大切なことなので。

例えばですけど、学生さんとかそういう方たちのグループとか団体は全部来てはいけないということにして、親子連れの子供さんたちのバーベキューはいいですよ。そのかわり、きちっときれいに、子供たちの教育のためにも、後始末もごみも全部持って帰ってくださいと。そういうことをみんなにアピールされて、地元の方たちの気持ちに沿ったような形で進めていかれるのが一番やと思います。

○金田座長

どうぞ。

○植田（八瀬叡山保勝会常任相談役）

ありがとうございます。八瀬は以前と違って非常に寂しい場所になってきています。具体的に言いますと、そういう事情かどうかは別として、飲食店も2軒、3軒廃業されて、実際、お茶一杯飲める場所がなくなるような状態になってきていますので、一人でも多くのお客さんが来てほしいのは業者としては山々ですが、たまたま、バーベキューを行われている隣に老人ホームができて、そういう関係で我々営業者としてもあまり強くお願いするということも無理なので、禁止になってもやむを得んのかなというような状態でございますので。本音と実際とはちょっと違うんです。

反対せずに、そこでどんと一人でもお客さんが八瀬へ見えて、八瀬がもうちょっとにぎやかになるような方向にやりたいとは思っておりますが、先ほど申しましたそういう事情もありますので、やむを得ず、禁止してもろうたほうがいいんじゃないかなというような結果というか、そういう方向に向かっております。

ただし、先ほどから有料うんぬんという話が出ていますが、八瀬の立地条件からいいますと、駐車場も何もないし、有料で仮にやっても採算がとれるような状況には思われませんので、それはちょっと無理かと思えます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○澤

1つ聞きたい。今のごみ自体は土木のほうで処理してはるんですかね。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

京都市さんが回収されています。

○澤

行政側が回収しているということですね。なるほど。有料かどうかは別にして、やっぱりごみの問題が一番大きいと思うんでね、煙も当然なんやけども。そういうのを今のところどうしてはるのか、ちょっと気になったんです。

それと、八瀬のほうと話は変わるんですけど、鴨川における4ページのやつ、これ、禁止区域内でも指導されているというのは、禁止区域外で、どういう指導を、どういう場所でやられているのかなど、ちょっと気になったので聞きたいんですけども。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

禁止区域以外のところ、人に迷惑をかけてはだめですよというふうに指導してもらってます。大騒ぎするとか、占有してするとか、そういったことを言っているだけでございまして……。

○澤

これ、エリア的にはどの辺でされているんですかね。人数的に見たら、八瀬以外って書いてあるのが百何十人とか、20年から見たら結構人数が多いので、どことなく広範囲でやってはるのか、わりと集中したポイントでそういう指導を行ってはるのか、どうなんやろうなってちょっと気になったので。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

お答えします。

一番直近で1年間の資料があるものとして平成29年度を例にとりますと、禁止区域外

では合計77件ありますということで、特に多いのが松ヶ崎人道橋というところで、そこは中州ができてまして、学生とかが中州に入ってきてバーベキューをするということで近所からも苦情があるということと、あと、上流で大雨が降ったときに、過去にも例えば神戸市とかでも事故がありましたけど、危ないということで、今年度、中州をちょっとしゅんせつするというようにしております。あと、出雲路橋で16件とか、丸太町橋で7件とか、荒神橋のところでは6件とか、あとはいろいろなところでされているという状況でございます。

○澤

これで終わりますけど、結局、通報があつて行つてはるとというのが基本なんですかね、これは。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

パトロールをしてもらっていますので。

○澤

パトロールのときということですか。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

パトロールということで車で回ってもらっていて、そこで気がついたときに指導してもらっていると。それと、あと職員の方もおられますので。

○澤

ありがとうございます。

○金田座長

いかがでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。

この件につきましては、私のほうで取りまとめるというのは、府民会議としては取りまとめるというのは基本的にはあまりやらないんですけれども、ここのご意見をお聞きいただいて行政のほうで進めていただくというのが基本であろうと思いますけれども、本日はいろんなご意見をいただいておりますけど、ただ、バーベキューが盛んに行われるというのは、この八瀬の場所では現実問題としていろんな問題を引き起こしているという実態と、環境に対する被害、あるいは周りに対する迷惑というような状態から、それをなくするようにするためには、いろんな議論、いろんなアイデアをご紹介いただきましたが、有料化というのはなかなか難しいという意見が多かったと思います。

それから、禁止をするにしても、どの場所をどういうふうに禁止にするのかというの

は具体的に検討しないと、この場所ではどうしようもならないという状況であります。

そういったような状況の中で、今後、この状況を踏まえて、具体的には京都土木のほうで作業をされると思いますけれども、そういった状況を踏まえて、具体的にご検討をお願いできればありがたいと思います。本日のところは、そういった方向でご議論を受けていただくということをお願いするという程度でおさめるしか方法はないわけですが、そういったことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、議事は、先ほど申しましたようにまだまだ課題はあるわけですが、それはちょっとおいておきまして、本日の次第の3番目のほうに入らせていただきたいと思えます。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

すいません。叡山保勝会の方、退席されますので。

○金田座長

どうもご苦労さまでした。そういったことで、また京都土木のほうでもいろんなことを問い合わせたりされるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

○植田（八瀬叡山保勝会常任相談役）

どうもお世話になりました。失礼いたします。

○金田座長

そうしましたら、議事の3番目ですが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○安井（京都府建設交通部河川課副課長）

そしたら、私、安井のほうから、鴨川四季の日についての実施結果と今後の予定についてご報告させていただきます。

資料4-1をごらんください。「鴨川四季の日～秋～」の実施結果でございます。

「鴨川四季の日～秋～」につきましては、10月28日の日曜日から11月4日の日曜日の間に取り組みを行いました。

まず、10月28日には、「鴨川探検！再発見！」第49弾といたしまして、「秋の鴨川ウオーク 水辺の自然観察会」を実施させていただきまして、小学生のお子さんと保護者の方24名の参加をいただきました。

次に、11月4日日曜日に、第4回の鴨川定例クリーンハイクということで、北大路橋上流部分の清掃活動をしていただきまして、当日、約260名の方の参加をしていただいて

おるところでございます。

次のページ、2ページ目に、鴨川探検のときの様子、報告書をつけさせていただいております。特に秋のほうは、水辺にすんでいます昆虫とかそういう生物の観察をしたりとか、あとは、ちょっとその辺の勉強をしていただいたりしておりました。

3ページ目以降はクリーンハイクの状況、活動状況ということで写真をつけさせていただいております。

次に、資料4-2でございます。こちらのほうは「鴨川四季の日～冬～」の取り組み予定でございます。

冬につきましては、来年2月8日から2月24日までということで予定しておりまして、まず、京都府庁の2号館の下の展示スペースにおきまして、情報発信ということで、鴨川条例に関することや冬の鴨川の関係を訪れる府民の方にご紹介していきたいと考えております。

また、「鴨川探検！再発見！」の第50弾ということで、来年2月24日に、「冬の水辺野鳥観察会」ということで、こちらは日本鳥類保護連盟さんのほうにもお世話になりまして、また小学生の方と保護者の方に来ていただきまして、野鳥の観察等していただきたいと考えております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何かご質問などございませんでしょうか。

私も一度、野鳥の観察会に子供たちと一緒に行ってまいりましたけれども、そういう目的で行かないと、なかなかちゃんと見ないんですよ、鳥とかね。ところが、見ているとなかなかはまってきておもしろいんですけれども、何十人も来てくださるということで、大変ありがたいことだと思っています。

何かご質問などはございませんでしょうか。

そうしましたら、鴨川四季の日、その次に、その他になっておりますが、事務局のほう、その他は何かございますか。

○安井（京都府建設交通部河川課副課長）

そうしましたら、その他ということで、こちらもちょうと報告になるんですけども、資料5をごらんください。

前回の府民会議でもご報告させていただいたんですけども、今年の台風によりまして、半木の道に設置させていただいていました桜棚のほうで、かなりの数、倒壊してしまったということでご報告させていただいていたところです。その後、専門の方にも見ていただきまして、その復旧についてちょっとご相談させていただいたんですけども、このたび、やり方につきまして決まりましたので、ご報告させていただきたいと思います。

1枚目の下の段に、旧棚の状況と新しい棚ということで、ぱっと見はあまり変わらないんですけども、今回の新しい棚のほうにつきましては、前回、支柱の部分は鋼管だったんですけども、鋼管で、横にはわせてあるものは本物の竹を使っていたんですけども、今回考えておりますのは全て鋼材、支柱の部分は鋼管で、写真で竹模様でちょっと色が薄くなっているところはアルミ管でやるということで、強度を持たせたものということにさせていただいております。

写真上は支柱の部分が茶色になっているんですけども、実際のところは、そこも全部、竹の模様を入れたものになりまして、見た目は竹でつくられているのかなというようなものでつくっていきたいと考えております。

壊れた数はかなりありますので、なかなか一気に全てということは予算的にも難しいと考えておりますので、この桜の木にとって至急設置しなければならないところを優先的に、今後、随時、設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○金田座長

何かご質問などございませんでしょうか。

よくご存じだと思いますが、この場所は府立植物園に沿ったところですね。そのすぐ西側のところの河川敷ということなんですが、植物園のあたりは台風の風が随分強かったようで、植物園の中の樹木もかなり倒れたということのようです。一部見たんですけど、かなりと言って、数を数えたわけじゃないのでわからないんですけど。

そういう話をしていると、私、ちょっと余談で失礼ですけど、大変おもしろい新聞記事を読みまして吹き出したんですけど、吹き出すほどおもしろかったんですけども、植物園の倒れた樹木のうち適当なものを、どのくらいの大きさに切ったのか書いてありませんでしたが、大きなものを切って、それを市立動物園の熊にあげたんだそうであります。そうすると、熊はコンクリートの中で生活していて、大分、精神衛生はよくなかったそうなんですけど、新しい適度な大きさの材木をもらったらそれは喜んで、それに体をこす

りつけてにおいつけをしたり、手でガリガリやったりして、随分喜んで精神衛生がよくなったそうでありまして。そしたら、動物園のほうは象のふんでつくった堆肥を植物園にお礼にプレゼントしたという話が新聞に載っております、私はつい吹き出して、ゆっくり記事を2回目も読みまして大変楽しみました。私個人で楽しんでいただけなんですけれども、ちょっと今思い出して、余計なことを申し上げました。

そういう形にこの台風の被害のものも使えるんだったらいいなと思っておりますけれども、なかなかそうまいぐあいにはいきませんが、植物園の人ほうまく考えたものだなと思って感心しております。これは余談ですので、聞き流しておいていただいたらいいんですけれども。

ほかにはございませんでしょうか。その他、よろしいでしょうか。どうぞ。

○柎木

10月のクリーンハイクのとき、10月かな、この前の鴨川クリーンハイクのときに参加しまして、田端さんと一緒に掃除をしていたんですけど、この棚の説明を鴨川ライオンズクラブの方に説明していただいてじっくり見たんですけども、ほんとうに竹のような節がちょっと見えたりして、丈夫そうでしたし、これなら安心して、外観も全然違和感なく溶け込んでいたと思えましたので、いいなと思いました。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○田端

先ほど、杉江さんと、それから所長にも言ったんですけど、今、半木の道の桜が4本倒れて抜けているんですよ。それを、この12月の鴨川ライオンズクラブの理事会で、その4本を来年の茶店に間に合うように植えるというふうに一応決定しておりますので、また春には4本それをそろった状態で見ただけとは思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかには何か。はい、どうぞ。

○戸田

そういうことに関連するんですけど、この秋は台風の被害で風による影響が非常に大

きくて、倒木等々が河川べりでも起こったりしたんですが、これに関する復旧費みたいなものが国から出たりとか、そういう特別な予算みたいなものがあるんでしょうか。それとも、京都府さんのほうで全て見ておられるんですか。そのあたり、ちょっとお聞きしたいんですが。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

樹木の倒れたものにつきましては災害復旧費はもらえませんので、単独費でやっていかなければいけないと。そして、この棚につきましても、今のところ、単独費でしかできないと思っております。先ほどちょっとありましたように、予算がなかなか厳しいということがございますということでございます。

○戸田

また今後このような台風の被害、風とかで河川に影響するところが被害に遭ったとき、従来のそういうやり方ではカバーできないので、何とかそのあたりも工夫するすべがあればなど考えておりますけれども。

以上です。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

先ほどもワーキンググループのところで説明させていただきましたけども、鴨川の上流域でも倒木被害がかなり出ていますし、貴船とかでも出ています。あと、保津峡のところでも倒木がかなりひどいということで、知事のほうは11月8日に、一自治体ではどうにも手に負えないということで、国に対して倒木被害を何とかしてほしいという要望をしているところでございます。

以上です。

○金田座長

ほかにご発言ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○澤

ちょっとド素人な質問なんですけど、桜とかこけたやつって、そのままぼっと戻したら戻らないんですか。すいません、しょうもない質問で。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

2本は、こけたやつをそのまま起こしたのもございますし、それに耐えられないというのも、専門家の樹木医さんに見ていただいて判断して、4本は今のところどうしようもないということになっております。一番南側のほうの2本は、確かにおっしゃられ

るように、起こして、また今、元気に根づいていると思っています。

○澤

なるほど。

○金田座長

どうぞ。

○二條

この植物園の横の鴨川で4月に鴨川茶店があるんですけど、昨年でしたか、このちょうどこの茶店の前がしゅんせつをされまして、実に鴨川が無残な状態を我々は見ただけですけども、今年はしゅんせつの予定はありませんか。

○仲久保（京都府京都土木事務所長）

あそこはありません。

○二條

結構です。

○金田座長

本日、以上の議題を準備していたところでございますけれども、珍しく予定を大幅に時間を残して議題を終了いたしました。事務局のほう、何かほかにご連絡事項とかありませんでしょうか。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

事務局としては特にございませぬ。

○金田座長

それでは、無駄に時間を使うのもあれですので、本日は以上でございます。どうも大変ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

1つだけ。

○安井（京都府建設交通部河川課副課長）

最後に、一番後ろに中村さんからいただいている資料のご紹介、よろしければ。

○金田座長

どうぞ。

○中村

かもがわ塾開催なんです。第2回目になります。鴨川には、京都府が決めたところ

の鳥獣保護区という区域が指定されております。その間の柵野から下流、京川橋まで、鳥獣保護区は竹田橋までですが、私たちは京川橋までの間のカモ類、冬鳥として今、北の国から渡ってきておりますが、カモの種類と数を数えようというイベントを実施しております。今年で第2回目になります。

A区間からF区間まで約3キロずつぐらいに分けて、それぞれの区域に会員が張りついて、9時から「せーのーで」って数を数えるわけです。すると、約1時間ぐらいで鴨川全域のカモの種類と数がわかるという、そういうイベントを実施しております。C区間だけ赤になっておりますが、この区域は一般市民の方に参加していただく区域です。あとは大体会員がやるんですが、皆さん、もしお近くのところ、区域がありましたら、ぜひ参加していただけたらありがたいなと思います。

鴨川探鳥会にリレー探鳥会というのを今月の末にも行うんですが、京都新聞にもPRしていただくんですが、初めて参加された一般市民の方がよくおっしゃるには、学校へ行く途中とかお仕事に行く途中に鴨川をちょっと見ていると、何かいろんな鳥がいるみたいなんやけど、ちょっと教えてもらえないかなんてって参加されるんですね。そうすると、私たちの探鳥会は大体2時間なんです、10時から12時まで。その間に20種類、最低20種類の鳥は観察できます。そのことにすごく驚かれるんですね。私たちにすれば当たり前のことなんです、20種類もの鳥が私たちのすぐ身近なところにいつもいるなんて想像もしてなかったというふうにおっしゃる方が多いんです。そういう方のためですが、こういう機会にぜひ市民の方に、ご自身の近くにこういった野鳥が、野鳥がいるということは、いろんな魚もいる、水生昆虫もいるということになるんですが、そういったことを知っていただく機会になればなと思って、毎年1回、かもがわ塾を開催しております。

午後からは、京都府土木の場所をお借りして意見交換会、ほんとうにざっくばらんな意見交換会を行っておりますので、もしよろしければご参加ください。よろしくお願ひします。

○金田座長

ありがとうございました。

それでは、時間を残して予定を終わるとするのは初めての経験なんですけれども……。

どうぞ。

○宮下

次回の予定をお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

次回ですけれども、3月18日の月曜日で予定しております。場所は平安ホテルで行います。時間は13時30分からの予定です。

○金田座長

よろしいでしょうか。

○澤

もう1つ。先ほど二條さんのほうからお話しになられた、しゅんせつの後が無残な姿だったというのは、それはどういう意味なんですかね。しゅんせつ後の姿が無残だったと、鴨川がと言われたんですけども、茶店のときに、ちょっとどういう意味なのかなと思って。

○二條

しゅんせつされましたので、大型の機械でガバッと掘られたんです。

○中村

ショベルカーが出たということでした。

○二條

でしょう、私は現場を見てないんですけど。ただ、見たところ、まさに掘りましたという感じだけのもので、たしか、あのときも知事さんもお越しになったし、座長さんもおいでやったと思うんですけども、「これ、ちょっとひどいね」と。そうやって、鴨川茶店のときですので多くの方が見られた状態で、そういうような姿をさらしたなというふうなことだったんです。

○澤

多分、その鴨川茶店のときに僕らが現場で協議して、自然を、魚とか生き物にも配慮した仕上げというのをある程度して中州を残したりとか、そういう仕上げをしてもろうた結果を見て言われているのかなと思うんですけども、そういう茶店のときに、何か見た目が悪いという意見が出て、結果としてどうされたかというたら、鴨川、あの場所、真っ平にされてしまうんですよ。そうやし、川をどういうふうに、人の目っていろいろある中で、我々はやっぱりまずは一番に豊かな川づくり。コンクリートで固められたような、川底も平になっているような川というのは、もう川として死んでる状態なんですよね。

だから、いつも僕らが土木さんに言うのは、できるだけ変化を残してくれと。それで、いろんな生き物がすめるような状況にしてくれと言っている中で、もしその変化を残した仕上げが見た目が悪いと思っておられるなら、それはまた違う視点でも物を考えていただけたらなというふうには思います。

○二條

いや、あの状態はそんな状態じゃなかったと思いますよ。しゅんせつされたそのまま。あれで雨でも降ってればまた違ったんだろと思うんですけど、多分、二、三日前にされたんじゃないかというぐらいだったものですから。ふだん我々が見てる鴨川とは全然違う様子だったということなんです。

○澤

確かに言われるとおりで、結局、人間が機械を入れてなぶるということは、絶対に不自然に仕上がるんですよ。どうなるかというたら、不自然に仕上がるけども、次の増水なんかでやっぱりまた自然は回復していくんですよ。その不自然になる中で、人間の都合だけ、治水や何やといういろんな都合だけでいうと、そら、真っ平にしたい人もいる、我々みたいにやっぱり変化を残して自然を大切にしたいと、少しでも、一匹でも魚、生き物を助けたいという人間もいる中で、どういう仕上げ方にするか。どういう見た目が美しいのか。

美しいというのは、自然というのは本来はなぶらないのがというのが原則やと思うんですけども、その中で、やっぱりなぶっていく中で自然というのをどういう形にしているかというのは、いろんな見方がある中で一番大事なのは、川というのは見た目よりも、そこにすんでいるものがあるというのを前提に考えてやるというのが一番大事だと思うので、そういう物の見方。工事した後は100%人工的におかしなことになります。だから、やらないというのか、やるならやるで最大限環境にも配慮した、今回、この中にも入れてもらえたけども、生態系とかそういうことに配慮した仕上げがどういうものであるかというのを知っていただきたいところもあって、ちょっと意見させてもらいました。

○金田座長

私は本日終わったつもりでいたんですけども、非常に話が広範になりまして、これは焦点がなかなか難しいですので、先ほどのように、これからまだいろいろな議論をさせていただく必要があると思いますので、今後もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、私が時間が余ったと言ったのがいけなかったと思うというのが実感でございます

まして、どうも本日はありがとうございました。またよろしく願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

金田先生、ありがとうございました。

これもちまして、本日の会議は終了いたします。

また、冒頭にも申し上げましたが、回収資料につきましては、そのまま机の上に置いていただきますよう、よろしく願いいたします。

どうもほんとうにありがとうございました。またよろしく願いします。

〔午後 3時12分 閉会〕